

消 防 予 第 266 号
消 防 安 第 245 号
消 防 特 第 252 号
平成 16 年 12 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
消 防 庁 防 火 安 全 室 長
消 防 庁 特 殊 災 害 室 長

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の制定に伴う取扱いについて」
の一部改正について

地下駅及びトンネル等における火災対策については、当庁と国土交通省が共同で開催した「地下鉄道の火災対策検討会」の検討結果を踏まえ、国土交通省鉄道局において、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部が改正され、「地下鉄道における火災対策について」(平成 16 年 12 月 27 日付け消防予第 264 号、消防安第 239 号、消防特第 251 号消防庁次長通知。以下「次長通知」という。)により示されたところですが、**別紙**のとおり、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準の取扱いについて、国土交通省鉄道局より通知がされましたので、次長通知の運用にあたり参考としてください。

なお、都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)の消防本部に対し、この旨周知されるようお願いいた致します。

問い合わせ先

消防庁特殊災害室 課長補佐 石井

原子力災害係長 守谷

TEL 03-5253-7528

FAX 03-5253-7538